

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年6月29日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

青葉区市ヶ尾町地区緊急下水道工事

2 履行（納品）場所

青葉区市ヶ尾町1161番地14地先

3 契約日

令和元年7月23日

4 履行日又は履行期間

令和2年3月31日まで

5 契約金額

¥15,675,000. — (うち 地方消費税等相当額 ¥1,425,000. —)

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 世紀東急工業株式会社 横浜支店

住 所 横浜市都筑区荏田南3丁目1番31号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国道246号道路拡幅工事に伴い、横浜国道事務所から監督処分の通知を受け、横浜市が国道下に占用している下水道本管、取付管及び柵の撤去・新設が必要となりました。下水道施設の撤去・新設後でなければ道路拡幅工事を開始できないため、迅速な対応を求められました。国道事務所と計画工程の後ろ倒しについての協議をしましたが、拡幅工事の請負業者が既に決まっていたことや、地元調整の都合上、難航しました。したがって、当該下水道施設を利用している市民の下水道行政サービス維持のため、即時の対応が必要となりました。

8 契約の相手方の選定理由

世紀東急工業株式会社横浜支店は国道246号道路拡幅工事を請け負っており、現場と隣接した場所での緊急工事を実施することが出来たため。

9 所管課

環境創造局管路保全課